



平成 29 年 12 月 8 日

各 位

会社名 株式会社エイチ・アイ・エス
代表者名 代表取締役 会長 兼 社長
最高経営責任者 澤田 秀雄
(コード番号 9603 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 坂口 克彦
最高人事責任者
TEL 03-5908-2070

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017 年 12 月 8 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入について、2018 年 1 月 25 日開催予定の第 37 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を 2018 年 1 月 25 日開催予定の本総会終結の時をもって廃止いたします。現任の取締役のうち、本総会において再任される取締役ににつきましては、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役の退任後に支払う予定です。取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本総会に付議いたします。

2. 本制度を導入する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

3. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額は、2016年1月27日開催の第35回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、役員賞与分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めない）とご承認いただいております。また、2017年1月26日開催の第36回定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対して、年額100百万円以内の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認いただき今日に至っております。今般、当社の対象取締役に対し、企業価値の向上に向けたインセンティブを高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の交付を目的として年額100百万円以内を支給することをお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上